

社会資本整備審議会 建築分科会議事録

平成14年3月25日
国土交通省特別会議室(11階)

開 会

【事務局】

定刻になりましたので始めさせていただきたいと思います。

お忙しい中、御出席ありがとうございました。私は、事務局を務めております でございます。よろしくお願い申し上げます。

なお、マスコミの取材がございます。入り口の右側の方になっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

資 料 確 認

【事務局】

では、開会に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

お手元の議事次第の後ろの配付資料一覧でございますように、資料1 - 1 要旨、資料1 - 2 報告、資料2 - 1 案、1 枚紙でございます。資料2 - 2 報告に関する参考資料、資料3 が答申案の文でございます。資料4、5、6 と建築基準法等の一部を改正する法律案、いわゆるハートビル法の改正案、省エネ法の改正案の説明2 枚紙と、要綱、参照条文、新旧対照条文等が載っております5 点セットがそれぞれ入っております。

その他に参考資料として、住宅局に関連いたしますその他の法案につきましての2 枚説明のものが入っているかと思えます。よろしゅうございましょうか。

定足数確認

【事務局】

それでは、まず定足数の確認をさせていただきます。

本日、御出席の委員の皆様方は10 名でございます、建築分科会委員及び臨時委員総数17 名の3分の1 以上に達しておりますので、社会資本整備審議会令第9 条により、本分科会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、開会に先立ちまして、前回、御都合により御欠席されました臨時委員を事務局から御紹介申し上げます。

委員でございます。よろしくお願いいたします。

「官庁施設のストックの有効活用のための
保全の指導のあり方について」報告（案）

【事務局】

それでは、議事進行につきましては 委員、よろしくお願い申し上げます。

【委員】

おはようございます。本日、年度末のお忙しいところ御出席賜りまして、まことにありがとうございます。ただいまから社会資本整備審議会の建築分科会を開催させていただきます。

お手元の議事次第に沿いまして、議事を進行してまいりたいと思います。

まず最初に「官庁施設のストックの有効活用のための保全の指導のあり方について」の報告（案）についてでございます。この議題につきましては、昨年10月11日に国土交通大臣より社会資本整備審議会の会長に対して諮問がございまして、調査審議につきましては会長より当分科会に付託されている案件でございます。

当分科会におきましては、早速、官公庁施設部会を設置いたしまして、調査審議をしまいったところでございます。官公庁施設部会におきましては、鋭意、調査審議を進めてまいりまして、このたび報告の取りまとめがなされております。説明は、取りまとめに大変御尽力いただきました、委員をお願いしたいと思います。

委員から調査審議の経過、部会報告の内容の御説明をいただきまして、皆様の御意見を賜り、審議を進めていきたいと考えております。

それでは 委員、よろしくお願いいたします。

【委員】

かしこまりました。

お手元の資料1-1と資料1-2を使って御説明させていただきます。資料1-2が、官公庁施設部会の部会長から建築分科会長への報告の本文でございまして、資料1-1が要旨でございます。

主としてこの要旨を用いて御説明させていただきますが、資料1-2の報告の1ページ目の前文に委員のリストがございまして、部会長以下、このメンバーで約4回にわたって部会を開催いたしまして、審議してまいりました。

資料1-1の要旨について御説明いたしますと、最初に前文で背景等が書いております。それから1ページ目の真ん中に、1として官公庁施設ストックの有効活用に関する現状と課題ということで、問題点が整理されております。

2枚目をごらんください。2ページ目が2の官公庁施設ストックの有効活用のために実施すべき施策ということで、これが本文の最も主要な部分でございます。

1ページ目に戻りまして、まず前文のところ3つの点を指摘しております。最初が官公庁施設整備の変遷ということでございまして、官公庁施設は戦後、いわゆる高度成長期にかけては量的な充足を主に仕事を進めてまいりましたが、昭和56年の建築審議会、あるいは平成5年の答申に基づいて、近年は質的充実に重点を置く方針に変わってきたと

いう、これまでの経緯の変遷でございます。

2番目に社会的背景。社会経済情勢の急激な変化とございますが、主として地球環境問題等から、既存ストックの有効活用が大きな課題になってまいりました。その背景としては、ライフサイクルコストの低減や環境負荷低減のために、いかに既存ストックを有効に活用するか、そういう要請が社会から出ております。

3番目として、今後の方向性でございますが、今後は良質なストックとなる官公庁施設の整備に加えて、そのストックの保全を適切に実施することが肝要ということで、最後の2行目に「保全に係る者は、官庁施設が国民の共有財産であることを一層深く認識し、社会的資産となる良質なストックを次世代に継承する責務を果たすべきである」としております。

次に、1の官公庁ストックの有効活用に関する現状と課題ということでございまして、現状分析でございます。

まず(1)官庁施設ストックの現状と課題でございますが、現在、約9,200万㎡のストックがございまして、約30年たちますと施設の劣化が急速に進むと言われておりまして、現在それが4分の1程度。ところが10年後には、30年過ぎたものが4割に達するというところで、劣化が急速に進むから、早目の対応が必要であるということを述べております。

2番目に、保全の現状と課題ということでございまして、ちょっとわかりにくいのでございますが、(2)の1行目の終わりの方から、保全には、施設管理部局が担当する保全業務と営繕部局が担当する修繕・改修等々、大きく2つに役割分担されます。施設管理部局では保全の業務内容として、必要最低限の日常的維持管理にとどまるという傾向が過去は多かった。それで計画的業務は十分ではなかった。今後は効率的な業務実施やコスト縮減、修繕・改修等、業務との連携についても改善していく必要があるだろうということを指摘しております。

それから、(3)保全の指導の現状と課題ということで、国土交通省では各省各庁の施設管理部局が行う保全に関する実施指導の責任を負っているわけでございます。

従来の保全の指導は、保全業務実施への技術的支援にその重点が置かれておりまして、保全状況等の評価とか、改善方策の提示等のフィードバックは十分ではなかったということを述べております。今後は新営・修繕・改修において、長期間、良好なストックとして活用できる基本的性能を持つ官庁施設の整備の推進とともに、変化する社会情勢・行政ニーズに応じた機能向上に努めるべきであるとしております。

次は2として、官庁施設ストックの有効活用のために実施すべき施策。これが今回の報告の一番重要な部分でございます。

まず(1)実施すべき施策の方向性ということでございまして、2行目からございますように、ストックの長期的耐用性の確保、ライフサイクルコストの低減、環境負荷低減等を実現する必要がございます。このためには、国土交通省による指導及び保全と施設整備との連携強化に関する総合的施策を講じて、運用段階の施設パフォーマンスをより高めるべきであるとしております。

(2)「保全に関する技術的基準」の体系的整理。保全の目的・意義、保全の業務内容等、保全の適正化・効率化のために必須な基本的事項を明確にして、保全マネジメントサイクルを確立するために「保全に関する技術的基準」を政令化すべきであるということを

答申しております。

それから、(3) 保全に関する支援の充実。国土交通省による保全に関する総合的な指導・支援、保全実施担当者への支援のために、下に示す黒ボツ4つの項目に関して、体制の強化とツールの提供を充実すべきであるとしております。

まず黒ボツの最初は、ITを活用した保全情報データベースシステムの構築。2番目が長期保全計画立案支援システムの開発。3番目が初期性能の運用段階での確認・検証手法の開発。これはいわゆるコミショニングとかモニタリングでございます。4つ目が保全実施担当者を対象とした研修の充実・強化等による知的基盤の整備ということでございます。これが保全に対する支援の充実という具体的項目でございます。

それから、(4) 保全と施設整備との連携強化ということで、保全と施設整備との十分な連携の強化が必要である。そういう業務の連続性を確保するために、以下のような業務を強化すべきであるとしております。

従来、保全として整備の連携が十分でなかったという反省に立っておりまして、まず最初が「保全に関する評価」などを施設整備に的確にフィードバックする方策の充実。2つ目が新営段階で、施設管理部局に提示すべき保全の条件や情報の提供・充実ということ。3つ目が運用段階で、施設劣化状況等を総合的に評価し、適切な修繕等を推進する方策、4つ目に「適切な保全」に対するインセンティブ方策の推進、きちんとした保全をしたら、何らかのリターンを考えるべきだという4つの項目を指摘して、保全と施設整備の連携の強化を図るべきだとしております。

5番目に、ストックの転用方策等に関する連携強化。これはいろいろ社会的状況が変わってまいりますと、人口の変化とか、いろいろ使いにくくなったストックがある。そういったものを総合的にどう転用していくか、関係部局によるストック転用のための連携強化を図るべきだ。例えば使われなかった学校をどうするかとか、そういうことの指摘でございます。

6番目に、地方公共団体等への普及・支援、地方公共団体とか、あるいは今度発足する独立行政法人等に対する本施策の普及を図ることにより、公共建築物全体のストックの有効利用にも寄与することが必要であると述べております。

簡単でございますが、以上でございます。

【委員】

ありがとうございました。

それでは、ただいま委員から御説明ございました内容につきまして、御質問、御意見等賜りたいと思います。いかがでございましょうか。

参考資料は御説明されないんですね。

【委員】

参考資料は御質問がございましたらお受けしますが、特に。

【委員】

資料2-2に参考資料がございます。関連の資料でございますが、いかがでございませ

ようか。

【委員】

2ページの(4)の一番下に「適切な保全」に対するインセンティブ方策の推進ということが書いてあります。これは具体的にはどういう方策を考えていらっしゃるのでしょうか。

【委員】

委員お願いできますか。

【委員】

これは私の方から御説明いたしますと、例えば一生懸命保全して建物をいい状態に保つても、ただそれだけであれば、さらにいい保全をしようとするインセンティブが働きにくい。例えば、きちんとした保全に対しては、その後の施設整備にそれなりの予算で配慮するとか、そういういい保全をさらに進めるようなインセンティブの仕組みを考えたらどうかということだと解釈しております。

【委員】

官庁の場合いい保全をしたからといって、別に給料が上がるわけでもないし、また余分な建物の予算をつけるというのも無駄な話だし、インセンティブをつけようがないのではないかと思います。しかし民間委託をするというのなら非常に意味があると思うんですよね。やはり、民間委託の方策を一部なりとも取り入れられるべきではないかなという印象を持ちました。

すべて保全とか、官庁ストックの建設というのは、かなり民間委託ができる分野です。民間委託を推進して、きちんとした建設をし、きちんとした保全をしているところに発注するという形で、自動的にインセンティブがついていくんじゃないかと思います。それがコメントとして1つ。

それからもう1つは、2ページの(1)に、これからストックの長期的耐用性の確保が必要であると論じておられる。私はいつもこういう会のたびに、これは必要な場合も、必要でない場合もあるということを申し上げています。お金をかけないで長期的耐用性が増すような技術開発、長期的な耐用性ができる状況になるような技術開発をするというのは、大変望ましいことですが、お金をかけて長期的耐用性があるものをつくっていくというのは、場合によっては望ましくない場合もあると思います。

下の(5)にストックの転用方策等に関する連携強化ということが書いてございますが、これは建てても、時代が変わればもう役に立たなくなるかもしれないということを明らかに認めておられるわけですね。そうすると、もともとの形態のために長期耐用したものが、新しい形態に必ずしも向いていないかもしれない可能性がある。その場合に長期耐用性を持たせるためにわざわざお金をかけてつくった新しい時代に応じた別なビルディングをつくっていくということになる。存続するため建物は、もともと意図されなかった形で使われる。建物はごみ箱には行かないけれども、産業廃棄物にはなっていないけれども、非常

に不効率な使い方をされることになる。実質的には霞が関の真ん中に産業廃棄物が置かれているようなことになってしまうわけですね。

ですから、長期的耐用性の確保というのは、場合によりけりです。余りこれに無理やりさせるようなことはしちゃまずいんじゃないかと思います。

以上です。

【委員】

お答えさせていただきますと、今の長期的に耐用できる建物をつくった場合に、使えなくなってしまうんじゃないかという場合に、それをごみにしないで、例えば子供がいなくなった町の学校を別の目的で活用できないかという転用も、今後さらに連携してやろう。それが(5)でございます。

それから、ストックの長期的耐用というのは、確かに高度成長期につくった質の悪いものを無理して長期耐用性をもたせるか、あるいはやめた方がいいのか、その辺はライフサイクルコストとか、ライフサイクルのエネルギー消費とか、長期的な視点に立って判断すべきで、何が何でももたせなきゃいかんというものではないと判断しております。

それから、さっきの保全のインセンティブで、今回の報告では民間委託のことは一切触れておりません。あくまでも官庁の人たちによる官庁施設整備の場合にも、インセンティブの適切な与え方はあるはずだという立場で書いております。

【委員】

民間委託のことを考慮されなかった理由はどういうことなんですか。

【委員】

私からちょっとお答えして。

どちらかというところの全体の方針は、民間委託をするかしないかという実務的なことよりは、官庁施設の保全を国のレベルでどんな方策をとっていくかというところを、まず議論しようというところから始めたもので、いきなり実務を民間委託、あるいはこういうものを全部民間委託するかというよりは、その前のフィロソフィーみたいな議論があれば、民間委託しようが、自前でやろうができるという理解で進めてまいりました。

それから今、委員のおっしゃた中で、こういうストックの有効活用という諮問を受けて議論をしますと、どちらかというところでも残せと、お金が幾らかかってもよろしい、むだでもよろしいといきがちなのでございますが、部会の中でもそういう議論がございまして、やはりアクセントをつけて、残すものは残す、建てかえるものは建てかえる。一番重要なのは、新築のときにライフサイクルを考えた計画というものがあれば、仮に世の中が変わってきても対応できるだろうしという議論で、トーンを少し幅広く書いたつもりではありますが、テーマがストックの活用なもので、どうしてもそちらに議論がいきがちではございます。

ほかに何かございでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ただいま御報告いただきました官公庁施設部会の報告を、当分科会の審議結果として、資料2-1の形で社会資本整備審議会会長への報告という形にさせていただきます。

てよろしゅうございますでしょうか。お諮りいたします。いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【委員】

ありがとうございました。それではさよう取り扱わせていただきたいと思います。

答申書手交

【委員】

ただいまお決めいただきました報告につきましては、分科会の結論をもって、この分科会の1つ上の、社会資本整備審議会の答申としてもよろしいということ、あらかじめ会長に御了解をいただいております。

そこで、1枚ものの資料3に、ただいま御審議いただきました資料1 - 2の内容がつかますが、それをもちまして社会資本整備審議会から国土交通大臣への答申とすることもあわせて御報告させていただきます。

このたびの答申に当たりまして、官公庁施設部会の委員の皆様、並びに当分科会の委員の皆様方に、非常に熱心な御議論いただきまして、短時間に精力的な報告をまとめることができました。改めてお礼を申し上げたいと思います。

この答申書の取り扱いにつきましては、社会資本整備審議会の会長より私に一任されております。本日、公務御多忙のところ、においていただいておりますので、この席で私からに答申書をお渡しいたしたいと思っております。

〔答申書手交〕

【委員】

よろしく申し上げます。

【事務局】

どうもありがとうございました。

事務局側あいさつ

【委員】

せっかくでございますので、ここでから一言ごあいさつを賜りたいと思っております。よろしく願いいたします。

【事務局】

皆様おはようございます。ただいま答申をいただきまして、御礼のごあいさつを申し上げます。

日ごろ委員の皆様には建築行政、官庁営繕行政について、大変御指導、また御協力をいただきまして、本当にありがとうございます。皆さん御承知のように、現内閣は経済社会のために、大胆な構造改革をあらゆる分野において実行しようとしております。また、社会もそれを要請しているわけでありまして、

そういうところから、官庁営繕行政についてもスクラップ・アンド・ビルドから、ストックの活用へと大きく変化してきております。国民の共有財産である官公庁施設についても、ストックの有効活用が強く求められているところでありまして、また急速に進行していく施設の老朽化、データにもありますが、2020年には4分の1が老朽化するんだということでもあります。そういうものに適切に対応することが重要な課題となっているわけでありまして、

こうした中で昨年10月、国土交通大臣から官公庁施設のあり方について諮問したところ、今、会長からもお話のように、非常に短期間にもかかわらず、大変な御努力を重ねていただきまして、ここに答申を取りまとめていただいたことに厚く御礼申し上げます。

国土交通省といたしましては、この答申を今後の施策に的確に反映させて、官庁営繕行政の体制整備に取り組むとともに、社会資本となる共有財産である官公庁施設を良質なストックの状態での次の世代に引き継いでいきたい。そういうことで考えております。

また、現在、建築基準法の改正、または高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律、エネルギーの使用の合理化に関する法律、この3本の一部改正が今国会に提出されております。予期せぬ出来事が非常に多くて、タイトな国会の日程であります。今後の新たな時代における建築行政の確立に向けた大きな柱となるだけに、我々は全力を傾注して成立させようとしておるものであります。そして、それが成立の暁には、非常に大きな役割を果たすものと思っております。

今後とも、会長初め委員の皆様方からの貴重な御意見を参考にさせていただきながら、建築行政並びに官庁営繕行政の充実について、一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつといたします。ありがとうございました。

【委員】

どうもありがとうございました。

ただいまからも早速この答申を施策に移していきたい、反映させていきたいという心強いごあいさつを賜りました。本日の私どもの答申の趣旨が速やかに具体化されるよう、格段の御尽力をひとつよろしくお願い申し上げます。

は、ただいま国会開会中につき、ほかの公務大変お忙しいということで、ここで御退席になると伺っておりますが、お忙しいところ御出席いただきまして、まことにありがとうございました。

報 告 事 項

【委員】

それでは議事に戻りたいと思います。議事次第に従いまして、事務局から報告事項をい

ただきます。

御質問は、事務局からの報告が全部終わってからにさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

【事務局】

でございます。ただいまのお話にもございました、資料4から資料6の法案の関係につきまして御説明申し上げます。

資料4は建築基準法等の一部を改正する法律案でございます。資料4、5、6の3法案いずれも、去る1月30日に答申をいただいたものを法律化したものでございます。

まず資料4、建築基準法等の一部を改正する法律案でございますが、これにつきましては建築基準法の集団規定の部分、都市計画法の地区計画等にかかわる部分、建築基準法の単体規定としてのシックハウス対策の規制の導入といった3つの内容が含まれております。

お手元の資料4、2の方に概要がございますが、都市計画の関係でございますと、まちづくりに関する都市計画の提案制度の創設ということで、地元の土地所有者、まちづくり協議会、まちづくりNPO等が土地所有者の3分の2以上の同意を得て、都市計画の提案ができるようにするといったことが内容となっております。

それから2番目には、用途地域における容積率等の選択肢の拡充ということでございます。適正な土地利用の促進でございますとか、都市再生でございますとか、環境の維持でございますとか、ミニ開発の防止でございますとか、各種の土地利用の要請に対応して、それぞれ地方公共団体側が選択できる容積率制限、建ぺい率制限、日影制限、敷地規模規制等の制限の選択肢の拡充を行おうとしているものでございます。

3番目は、容積率制限等を迅速に緩和する制度の導入と書いてございますが、総合設計制度で個別に許可をいたしておりました容積率制限緩和でございますとか、斜線制限緩和につきまして、一定のものについては定型化し、確認申請で対応しようとするものでございます。

4番目の地区計画制度の見直しは、現在、地区計画制度に複数のものが出ておまして、なかなかわかりにくいということもございますので、1つの地区計画でそれぞれの地区の特性に応じて用途制限、容積率制限、形態制限等々が一体となって緩和・強化できるような形でわかりやすく、かつ使いやすい制度とするためにまとめようとするものでございます。

5番目のシックハウス対策のための規制の導入でございます。これは法律を見ていただきますと、政令で定める化学物質について、政令で定める構造基準にと書いてございます。法律上は28条の2でございますが、この概要の中には、政令予定事項も含めて答申で盛り込まれた事項を書かせていただいております。

シックハウス対策につきましては、居室につきまして、クロルピリホスを発散するおそれのある建築材料の使用の禁止、ホルムアルデヒドを発散するおそれのある建築材料については、等級に応じた使用面積の制限をする。あわせて、気密性の低い在来の木造住宅等一部のものを除き、換気設備の設置を義務づけるということでございまして、3月8日に閣議決定をさせていただきました。

次に資料5、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案、いわゆるハートビル法の改正案でございます。これにつきましても1月30日の答申を受けまして、その内容を盛り込んだ改正を考えております。

これは後ろの方の、カラーが入っております概要をごらんいただいた方がわかりやすいかと思っております。

これまでのハートビル法におきまして、現行は左側に改正前を書いておりますが、デパート、劇場、ホテル等、不特定かつ多数の者が利用する建築物について、廊下、階段、エレベーター等のバリアフリーについて、努力義務ということでお願いをしてまいりました。今回の改正では、そのうち2,000㎡以上のものにつきましては、必ずやっていただく、義務づけをするということで改正案を構成しております。

またあわせて、今まで入っておりませんでした老人ホーム等につきましては、義務づけとして対応していただくことにしております。

それから、これまで不特定多数の者が利用する建築物についてをハートビル法の対象といたしておりましたが、今回これに加え、学校、工場、事務所、共同住宅等、特定ではありませんが、多数の者が利用する建築物についても努力義務を課すという形にしております。

また、あわせて当該部分、廊下、階段、エレベーター等を修繕したり模様がえする場合につきましても、努力義務を課すという形をお願いしております。

それから、ハートビル法上のこれまでの基準体系では、最低基準と望ましい基準、誘導基準の2つの基準がございまして、できれば多くの建築物に誘導基準を達成してほしいということで、認定の仕組みを盛っております。

この認定建築物については、幾つかの支援措置がございまして、この支援措置につきまして、今回拡充をしようとしております。それが2枚目ございまして、例えば容積率算定につきまして、廊下幅を非常に広げなければいけないという部分がございますので、そういったバリアフリーに対応して、広がる床面積について一定の範囲内で不算入とすること。それから、優良な認定建築物については、マル適マークみたいなものでございまして、表示制度を導入することということ、支援措置の拡充として考えております。

それから3番目に、これらの措置、義務づけが入りまして、これを建築確認の際、あわせて建築確認対象法令として見ていただくということも含め、所管の行政庁（建築主事を置く市町村）で具体的に事務を取り扱うという形でさせていただいております。それが2つ目の法律でございます。

それから資料6、エネルギーの使用の合理化に関する法律、いわゆる省エネ法でございますが、経済産業省とともに共管で今国会に出しております。

国土交通省関係につきましては、答申でいただいた部分のうち、法律に関連する部分を書かせていただいております。

の概要、国土交通省関係の概要でございますが、現在、特定建築物である2,000㎡以上の非住宅の建築物について、報告の聴取等を求めております。これも後ろの方のページをごらんいただきます。

必要に応じて報告聴取し、指導する形となっております。これにつきましては、捕捉率が低いということがございますので、建築確認の際に必ず出していただくということで、改正後は省エネルギー措置につきまして届け出を義務づける。あわせて、その権限を建築

確認申請をする際に受け付ける所管行政庁の方に移すという形で考えております。

戻っていただきまして、頭の方に経済産業省関係の概要が書いてございますが、これまで製造業を中心とした大規模な工場等につきまして、使用段階におけるエネルギーの合理化計画等の規制がかかってございました。これにつきまして、大規模のオフィス等、同様のエネルギーを使用するものについて、工場並みの規制を行うという形での経済産業省側の省エネルギー法の改正がございました。したがって、国土交通省関係で建築段階、経済産業省関係で運用段階のオフィスビル等に対する省エネルギー措置を強化するという内容でございます。

以上が省エネ法でございます。

先ほど申し上げましたように、資料4、5、6の3本につきましては、それぞれ3月8日、15日に閣議決定をさせていただきました。答申をいただいた具体化の第1弾ということで考えております。

それから参考資料1、都市再生特別措置法、参考資料2、都市再開発法等の一部を改正する法律、参考資料3、マンションの建替えの円滑化等に関する法律、いずれも私ども住宅局関連の法律案でございますので、参考ということでお手元に提出させていただきました。

私からの説明は以上でございます。

【委員】

どうもありがとうございました。

もう1つ報告がございます。前回、1月30日の分科会におきまして委員から、国家公務員住宅の整備などにつきまして御発言がございまして、これにつきまして、その後の状況などを事務局より御報告を願いたいと思います。

【事務局】

でございます。特に資料は用意してございませんので、口頭で御報告をさせていただきます。

前回の建築分科会におきまして委員から、国家公務員の宿舍の規模が非常に狭くて、どうも国家を論ずるような環境にないということで、もう少し質の高い住居を宿舍として考えるべきではないか。そういうひどい状況を情報公開して国民に問うべきではないかという御意見がございました。それを受けましての対応について、御報告をさせていただきます。

この公務員宿舍につきましては、主に財務省理財局の方で整備を担当いたしておりますので、私どもすぐ委員の御意見の趣旨を伝えたところ、理財局としても、ぜひ一度委員に御説明する機会を得たいというお話がございましたので、私どもも立ち会って、委員に御説明をさせていただいております。

その内容でございますが、確かに御指摘のとおり、宿舍の現状は昭和30年代、40年代に建設されたものがまだ多くありまして、狭い、あるいは老朽化しているという現状認識は理財局も同様だということでございました。

これに対する整備方針といたしまして、現在、立体集約化ということで整備を進めてい

るということで、容積率を活用して高層化いたまして、世帯用の広い宿舍を必要な戸数整備するという方針で進めている。特に、最近の具体的な計画といたしましては、都内の3つの住宅ですね、これは平成14年度からPFI方式ということで、高層化、建てかえ、立体集約化を進めるということで、約1,000戸の住宅を整備する計画を進めているという報告がございました。

それから、情報公開につきましては、国有財産の全般的な情報公開というのは理財局で進めておりますが、なかなか公務員宿舍が狭いというのを世の中に訴えるというのは、やはりなかなか状況も難しいのでPRが不足しているという話もあわせてございました。

そういった御説明に対しまして委員からは、さらに頑張ってもらいたいということでメールを送っていただいて、御説明をさせていただいた。そういうことで、理財局としても、宿舍の整備については今後とも努力をしていくということでお話をさせていただいたということでございます。

以上が御報告でございます。

【委員】

ありがとうございました。

それでは、ただいま御報告がございました前半は、この分科会の答申とも関係がございませう建築基準法を始めとする3つの法律の改正に関する進み方、それから次が公務員住宅の今後の整備の方針でございますが、御質問等賜れば幸いです。いかがでございませうか。よろしゅうございませうでしょうか。

それでは、御質問もないようでございますので、この辺で本日の予定いたしました議題を終わらせていただきたいと思います。部会で大分練っていただきましたので、すっと通していただきまして、大変ありがとうございました。

貴重な時間を割いていただきまして、改めてお礼を申し上げたいと思います。

以上、本日の議事を終わらせていただきます。事務局何かございましたら、よろしくお願いいいたします。

【事務局】

ございません。ありがとうございました。

閉 会